

議案第8号

令和3年度

佐倉市水道事業会計予算書



令和3年度 佐倉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度佐倉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	72,200 件
(2) 年 間 総 配 水 量	17,483,500 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	47,900 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
改良工事	1,311,838 千円
浄水場施設改良工事	357,043 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	4,156,153 千円
第1項 営業収益	3,633,682 千円
第2項 営業外収益	522,461 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	4,283,146 千円
第1項 営業費用	4,167,387 千円
第2項 営業外費用	90,759 千円
第3項 特別損失	5,000 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,266,480千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	64,725 千円
第1項 負 担 金	12,773 千円
第2項 国 県 支 出 金	51,942 千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,331,205 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,201,238 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	108,144 千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	1,823 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	鏑木町地先水道管耐震化工事	110,770	令和3年度	66,462
				令和4年度	44,308
		六崎地先水道管耐震化工事	73,370	令和3年度	44,022
				令和4年度	29,348
		六崎・石川地先水道管耐震化工事	149,820	令和3年度	89,892
				令和4年度	59,928
		上志津地先水道管耐震化工事	80,520	令和3年度	48,312
				令和4年度	32,208
		木野子地先水道管耐震化工事	95,150	令和3年度	57,090
				令和4年度	38,060
		南部浄水場監視制御設備更新工事	294,800	令和3年度	176,800
				令和4年度	118,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水道メーター取替業務委託	令和3年度から令和4年度まで	69,014
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和3年度から令和4年度まで	30,690
水質検査等業務委託	令和3年度から令和4年度まで	17,270
南臼井台地先水道管耐震化工事	令和3年度から令和4年度まで	124,520
上志津地先水道管耐震化工事(1工区)	令和3年度から令和4年度まで	122,980

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 255,295 千円
- (2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、57,908千円と定める。

令和3年2月22日提出

佐倉市長

西田 三十五